## 応急手当普及員による救命講習等実施時の全体的な事務の流れ

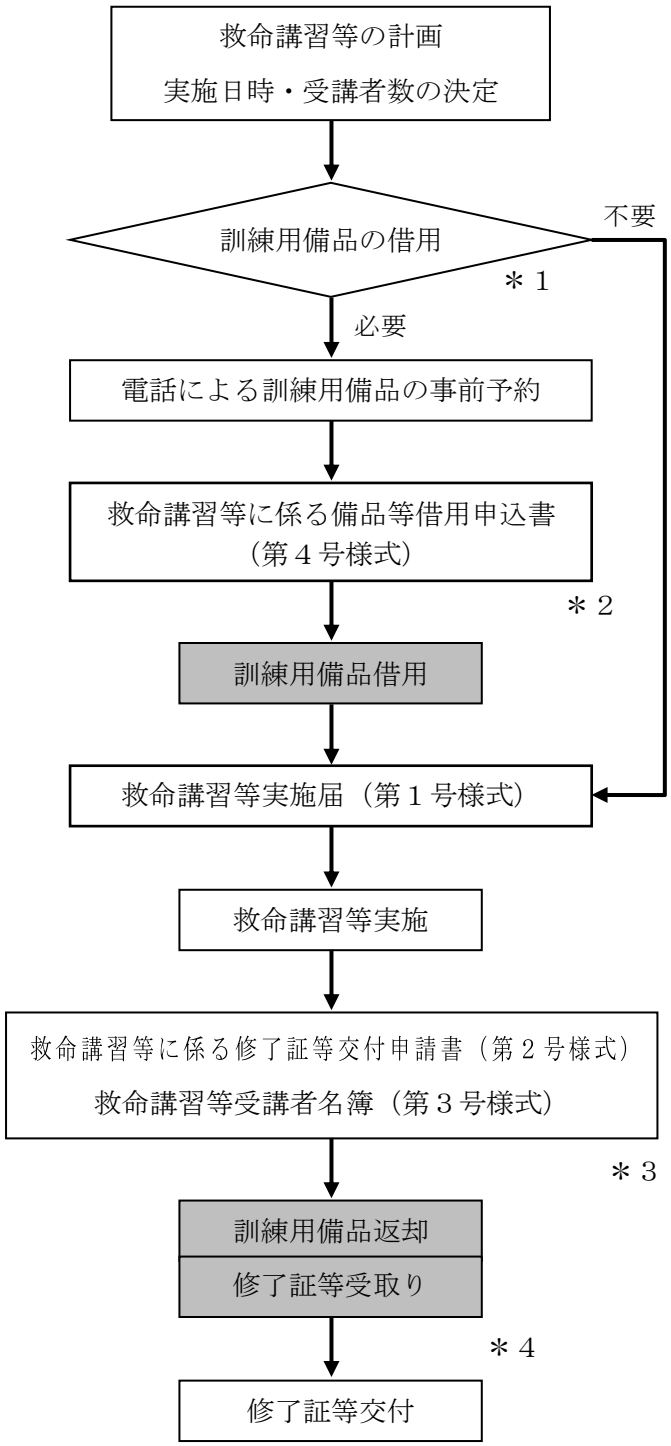


＊１
訓練用備品の要・不要を決定し、最寄りの消防署等と電話などで事前(原則講習実施の３か月前から２週間前まで)に調整してください。
訓練用備品とは、心肺蘇生法訓練用人形、ＡＥＤトレーナー、気道確保説明モデル、心肺蘇生法講習用ＤＶＤ等をいいます。

＊２
訓練用備品の貸出しは、講習日をはさんで余裕をみておく。
申請書等の提出先は、貸出し可能な消防署等とし、持参・郵送・ＦＡＸ・メールのいずれかで提出してください。
普通救命講習Ⅱの場合、試験問題等を配布します。

＊３
講習実施後、すみやかに「救命講習等に係る修了証等交付申請書（第２号様式)」及び「救命講習等受講者名簿（第３号様式)」を提出してください。可能な限りメールで提出してください。

＊４
訓練用備品の返却時に修了証等を受取り、受講者に交付してください。
訓練用備品を借用していない場合は、電話確認の上、担当する消防署等で受取ってください。